

令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 目的

愛媛県では、令和7年3月に「愛媛県こども計画」を策定し、こども施策の推進にあたっては、こども・若者を権利の主体として認識し、その意見を聴き、対話を重ねながら進めていくことを掲げている。また、こども基本法（令和4年法律第75号）においても、こどもの意見表明の機会の確保及びその意見の尊重を基本理念として掲げるとともに、地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを求めている。

このため、本業務は、社会の様々な場面において、こども・若者が安全・安心に意見を表明できる環境づくりを推進するとともに、こどもの意見を適切に聴き取り、その意見を尊重しながら場づくりや対話を進行できる「こども意見ファシリテーター」を養成することを目的とする。

4 業務内容

(1) こども意見ファシリテーター養成講座の企画・運営

受託者は、こどもの意見表明支援に必要な知識及び実践的技術を学ぶ講座を企画・運営すること。なお、講座内容については、知識習得に留まらず、参加者同士の対話や演習等を通じて、実践的なファシリテーション能力の向上につながる内容となるよう工夫すること。

(ア) 参加対象者

こども・若者の意見反映に取り組む行政職員、児童館・放課後児童クラブその他こども・若者の居場所に関係する職員等を対象とし、受講定員は40名程度とすること。なお、効果的な演習の実施に資するため、国のこども意見ファシリテーター養成講座やこれに類する講座を受講した者を対象に含めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

(イ) 募集方法

こどもの意見聴取及び意見反映において連携や協力が期待できる職員について、各市町から2名程度の推薦を依頼することを想定している。

(ウ) 実施方法等

原則として年1回、半日から1日程度の対面形式で実施することとし、参加料は無料とすること。

開催日時及び会場については、参加者の利便性を考慮し、県と協議の上、決定すること。なお、会場使用料は予算の範囲内で県が負担する。

(エ) 講師

こどもの意見表明支援、ファシリテーション、こどもの権利等に関する専門的知識及び研修実績を有する者を選定すること。

(オ) 講座内容

こども意見ファシリテーターとして必要な知識及び実践力を習得できるものとし、次の内容を含めること。

- ・こどもの権利及びこども基本法の理念
- ・こどもの意見表明支援の意義
- ・こども意見ファシリテーターの基本姿勢
- ・安心・安全な場づくりの手法
- ・コミュニケーションスキル（傾聴力、質問力等）、話し合いの進め方
- ・模擬会議等、こどもの意見を聴く実践的な場を想定した演習やロールプレイ

(2) 講座開催に係る広報等

市町、関係機関・団体等への周知を行うため、チラシ又は電子データ等の広報資料を作成し、SNS やメール等を活用した効果的な周知を行うこと。

(3) 参加者へのアンケートの実施

受講者に対して、講座内容の理解度、満足度、今後の活用意向等を把握できるアンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめて報告すること。

5 セキュリティ対策

- (1) 個人情報扱う場合は、情報漏洩対策が十分にとられていること。
- (2) サーバ等を運用する場合は脆弱性がないこと。また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、原則、追加の費用なしに補修すること。
- (3) ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。
- (4) クラウドサービスで取り扱われる情報に対しては、国内法の法令が適用されること。

6 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、県に帰属するものとする。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。